

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(6月分)

令和5年6月30日現在

■令和5年6月1日～令和5年6月30日

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:4件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
6月2日	共用部分に係る損害賠償請求の円滑化のための立法措置を求める意見書	大阪弁護士会 会長 三木 秀夫	区分所有建物の共用部分の欠陥又は契約不適合に基づく損害賠償請求権について、区分所有権の特定承継があったときには、区分所有権とともに上記損害賠償請求権も当然付随的に譲渡されたものとみなすことにより、管理者又は管理組合法人がこれを一元行使できるよう、建物の区分所有等に関する法律を改正すべきである。
6月2日	特定商取引に関する法律の改正を求める会長声明	岩手弁護士会 会長 山崎 哲雄	特定商取引法(以下「特商法」という。)平成28年改正では、附則6条に、政府は施行後5年を経過した場合に特商法の施行状況に検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨が定められているところ、平成29年12月1日の施行から令和4年12月で5年を経過した。以下のような特商法の改正を早急に行う必要がある。 訪問販売や電話勧誘販売においては、特商法3条の2第2項や17条で消費者が契約を締結しない意思を表示した場合に事業者の勧誘を禁止している。訪問販売については、「訪問販売お断り」という張り紙等について特商法3条の2第2項の適用があることを明文で規定すべきである。同様に、電話勧誘販売においても、特商法17条の規律をさらに進めて、消費者が事前に電話勧誘販売を拒絶できる制度を導入すべきである。 通信販売においては、インターネットを利用した勧誘については、他の取引と同様の行政規制やクーリング・オフ制度、不実告知による取消権といった民事上の規制を及ぼすべきである。 連鎖販売取引においては、行政庁において事業者が行おうとする連鎖販売取引業の適法性・適正性等を事前に審査する手続を経ることを内容とする開業規制を導入すべきである。また、「後出しマルチ」のトラブルも増加しており、その危険性は通常のマルチ取引と同様であることから、連鎖販売取引の拡張類型として明文で規定すべきである。
6月9日	特定商取引に関する法律の改正を求める意見書	東京弁護士会 会長 松田 純一	国に対し、特定商取引法平成28年改正における附則第6条に基づく所要の措置として、以下の内容を含む法改正を行うよう意見を述べる。 1 訪問販売・電話勧誘販売 (1)訪問販売につき、家の門戸に「訪問販売お断り」と記載された張り紙等を貼っておくなどの方法によりあらかじめ拒絶の意思を表明した場合が、特定商取引法第3条の2第2項の「契約を締結しない旨の意思を表示した」場合に該当することを条文中明らかにすること。 (2)電話勧誘販売につき、消費者が事前に電話勧誘販売を拒絶できる登録制度を導入すること。 (3)いわゆる勧誘代行業者に対しても、特定商取引法上の行為規制が及ぶことを条文中明らかにすること。 (4)訪問販売及び電話勧誘販売を行う者は、国又は地方公共団体に登録をしなければならないものとする。こと。 2 通信販売 (1)インターネットを通じての取引について、行政規制を設けること並びに消費者によるクーリング・オフ及び取消権を認めること。 (2)インターネットを通じた通信販売による継続的契約について、消費者に中途解約権を認めること及び中途解約の場合の損害賠償額の上限を定めること。 (3)インターネットを通じて申込みを受けた通信販売契約について、契約申込みの方法と同様の手続による解約申出の方法を認めること及び解約・返品に対応する体制を整備することを義務付けること。 (4)インターネットの広告画面等で契約内容の有利条件や品質・効能の優良性を殊更に強調する一方、有利性や優良性が限定される旨の打消し表示が容易に認識できないものを特定商取引法第14条第1項第2号の指示対象行為として具体的に禁止すること。また、広告表示等において事業者が網羅的で正確かつ分かりやすい広告を行うことを法令及びガイドライン等で明確化すること。 (5)不当なインターネット広告等の表示を中止した場合であっても、行政処分が可能であることを明示すること。 (6)インターネット上で契約の申込みを受けた場合、消費者が申込み過程で閲覧した広告や勧誘過程の動画を一定期間保存する義務及び消費者に対して保存内容を開示・提供する義務を負うものとする。こと。 (7)特定商取引法の表示義務に違反する広告又はインターネット等を通じて行った勧誘により自己の権利を侵害されたとする者は、SNS事業者、プラットフォーム提供者その他の関係者に対して、通信販売業者及び勧誘者を特定する情報の開示を請求できることとする。こと。 (8)適格消費者団体の差止請求権について、その拡充を行う。こと。 3 連鎖販売取引 (1)国による事前審査を経なければ、連鎖販売業を営んではならないものとする開業規制を導入すること。 (2)後出しの連鎖販売取引についても、拡張類型として規制が及ぶことを条文中明確にすること。 (3)連鎖販売取引を、22歳以下の若年者との間で行うこと、投資取引・投資情報等の利益收受型取引を対象商品・役務として行うこと、借入金・クレジット等の与信を利用して行うこと、について禁止すべきこと。 (4)收受し得る特定利益の計算方法等を特定負担に関する契約を締結しようとする者に説明しなければならないものとする。こと。 (5)業務・財産の状況等に関する情報を特定負担に関する契約を締結しようとする者や加入者に開示しなければならないものとする。こと。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
6月19日	特定商取引法の速やかな抜本的改正を求めます	一般社団法人全国消費者団体連絡会	令和3年6月に、特定商取引法(以下「特商法」という。)が改正され、「詐欺的な定期購入商法対策」や「送り付け商法対策」が導入された。令和4年には、「訪問販売又は電話勧誘販売における住宅リフォーム工事の役務提供に係る過量販売規制に関する考え方」も策定・公表された。このように消費者庁は、頻発する消費者トラブルの発生に応じて特商法における事案にその都度対応してきた。しかしながら、依然として多くの消費者被害が起きている。現在もおお発生し続ける様々な消費者被害への速やかな対応を目的として、不断に特商法改正を行い続けることが必要である。併せて、悪質販売方法は今後も次々と登場することが予想される。したがって、新たな消費者被害に柔軟に対応できる特商法が必要であり、急速に進展する社会に対応できる、抜本的な改正が必要である。消費者庁において一日も早く検討の場を設け、特商法を抜本的に改正することを求める。

<料金・物価関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
6月9日	【参考送付】大手電力による一連の不正事案に対して、早急かつ厳正な監視体制を整え、消費者が納得できる公正な競争環境の実現を求めます	一般社団法人全国消費者団体連絡会 事務局長 郷野 智砂子	旧一般電気事業者等による一連の不正事案は、電力自由化の理念や目的に反するものであり、健全な市場を害し、電力システム全体に対する消費者の信頼を揺るがす重大な問題である。生活に不可欠な電気の供給において、一連の不正事案への早急かつ厳正な監視体制を整え、健全で公正な競争環境が実現されるよう、以下の対応を求める。 1. 電力・ガス取引監視等委員会の監視体制の強化、独立性の担保を求める。 電力・ガス取引監視等委員会は、公正取引委員会から情報提供があるまで不正行為を見抜けなかった原因についてしっかり検証すべきである。公正取引委員会から電力・ガス取引監視等委員会に対し個別事案として調査・対応が可能な形で情報提供されなかった理由についても明らかにすべきである。電力・ガス取引監視等委員会が名称にふさわしい機能と権限を有する組織となるよう、行為規制の遵守や内部統制の強化などの視点から検証し、監視体制を強化するとともに独立性をしっかりと担保すべきである。 2. 不公正、不適切な競争環境の是正に向けて、早急な対策の実施と効果の検証を求める。 経済産業省は「小売電気事業の健全な競争を実現するため対策」の検討を通して、早期に公正な競争環境の整備に向けた具体的な施策を示し、その施策を確実に実行すべきである。同時に、旧一般電気事業者等に課した行政処分のフォローアップを行い、その進捗について需要家に対して分かりやすく情報開示することにより、社会全体から旧一般電気事業者等への監視の目が行き届くよう厳正に対応すべきである。

<消費者行政の在り方:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
6月2日	消費者委員会は的外れの調査検討を繰り返すことを止め、申出に対する回答義務制度の導入にこそ力を注ぐべきです	食の安全・監視市民委員会 共同代表 佐野 真理子 山浦 康明	消費者委員会は「消費者団体の政策提言機能の維持」を目標の一つに掲げ「消費者団体の実態調査」に取り組んでいるが、この調査については趣旨や目的が極めて曖昧で、結果が得られたとしても、消費者目線からの実効性ある施策反映が期待できるかどうか疑問と言わざるを得ない。よって、これまでの活動と経験を踏まえ、次のとおり意見と要望を提起する。 1. 消費者団体に対する消費者委員会の姿勢こそ反省を 消費者団体の政策提言活動は、行政からの中身のある回答を得てこそ、維持・発展するもの。まずは消費者委員会自らが、消費者団体の質問に回答しなかったり、傍観的な回答で済ませてきた姿勢と理由を説明すべき。 2. 的外れの調査の方向性、その見直しこそが必要 今回の調査は対象団体が偏っており、範囲も狭く、「消費者団体の実態」を把握することは困難である。 3. 消費者委員会は申出に対する回答義務制度の創設こそ提唱すべき 今回の調査の方向性を抜本的に見直し、「消費者団体による申出と行政の回答義務制度」創設の必要性を示す調査にこそ取り組むことを要求する。